

雫石町ふるさと文化振興基金条例

平成20年3月21日条例第7号

雫石町ふるさと文化振興基金条例

(設置)

第1条 ふるさとづくりにおける進取の精神を助長し、自ら進んで町の生活、産業、文化芸術等各分野の課題等に創造性をもって挑戦する活動を支援する経費の財源に充てるため、雫石町ふるさと文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための費用に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(雫石町ふるさと文化基金の設置及び運用管理に関する条例の廃止)

2 雫石町ふるさと文化基金の設置及び運用管理に関する条例(平成2年雫石町条例第7号)は、廃止する。